

国立大学法人東京海洋大学法人文書の開示の実施方法及び手数料の取扱要項

平成16年4月1日

海洋大規第 309号

改正 平成18年3月31日 海洋大規第309-2号

(趣旨)

第1条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)及び国立大学法人東京海洋大学情報公開取扱規則に基づき、国立大学法人東京海洋大学(以下「法人」という)が法人文書を開示する場合の実施方法及びに開示請求手数料及び開示実施手数料については、この要項の定めるところによる。

(法人文書の開示の実施の方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画等の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの)
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの。
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの。
- 四 スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの。

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- 一 文書又は図画(次号から第4号までに該当するものを除く。) 次に掲げる方法(口から八までに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、法人がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)
- イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付。
- ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付。
- ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又

は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付。

ニ マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付。

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付。

四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付。

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第2項で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取。

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項口において同じ。）に複写したものの交付。

二 ビデオテープ又はビデオディスク

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴。

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付。

三 電磁的記録（前2号又は次号又は次項に該当に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの。

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧。

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴のように供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項口において同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴。

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）。

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付。

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付。

四 電磁的記録（前項ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であって、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの。

イ 前号イからハまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の7の項口において同じ。）に複写

したものの交付。

ハ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X6130(DDS-3)に適合するものに限る。別表の7の項りにおいて同じ。)に複写したものの交付。

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴。
- 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付。

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴。
- 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付。

(開示請求手数料及び開示実施手数料)

第3条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号の定める額とする。

一 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書1件につき300円

二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときは除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- 一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書。
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書。

3 開示請求手数料又は開示実施手数料の徴収の方法は、現金若しくは法人が指定する銀行口座への振込による納付とする。

4 第1項に掲げる開示請求手数料又は開示実施手数料が現金により納付された場合は、国立大学

法人東京海洋大会計規則に定める領収証書を交付するものとする。

5 本条第3項に掲げる払込みにあたって費用が生じる場合であっても、法人では負担しないものとし、手数料の納入者には、努めて、あらかじめ説明するものとする。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年海洋大規第309-2号)

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

別 表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項までに該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円, A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円, A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X6241に適合する直径 120mm の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき80円(A3判については140円, A2判については370円, A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき30円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 430円)
4 スライド	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき100円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 1,300円)
5 録音テープ又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき580円
7 電磁的記録（5の項又は6の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額

	ヘ 光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120mm の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径 120mm の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円, 国際規格15757に適合するものについては3,200円)に 1 ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき590円(日本工業規格X6129, X6130又は X6137に適合するものについては, それぞれ800円, 1,300円又は1,750円)に 1 ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16ミリメートル映画フィルムについては13,000円, 35ミリメートル映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごと2,750円（16ミリメートル映画フィルムについては3,200円, 35ミリメートル映画フィルムについては2,650円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては, 5,200円にその超える枚数 1 枚につき110円を加えた額）
備考 1の項八, 2の項八又は7の項八の場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を 1 枚として額を算定する。		